

千葉県野田市において女兒(10歳)が虐待により死亡した事案の経緯等について

- 平成29年8月 沖縄県糸満市より千葉県野田市へ転居
- 11月7日 A小学校より野田市へ虐待通告(身体的虐待)
同日より児童相談所が一時保護開始
- 12月27日 児童相談所が、親族宅で生活することを条件に一時保護を解除
- 平成30年1月15日 野田市教育委員会が、本児の書いたアンケートのコピーを父に渡す
- 1月18日 A小学校からB小学校へ転校
- 2月26日 実父より、本児が書いたものということで、「お父さんに叩かれたというのは嘘です」
等と書かれた手紙が児童相談所へ見せられる
- 2月28日 児童相談所の援助方針会議で親族の体調不良等
により一時保護を検討したが、虐待の再発は認め
られないこと等として、実父母宅へ戻すことを認める
- 3月初旬 親族宅から実父母宅へ帰って、実父母と生活を始める
- 3月19日 児童相談所が本児と面談した際に、本児より、「手紙は父母らにより書かされたも
のであるが、一緒に暮らしたいと思っていたことは本当」との話があった
- 平成31年1月7日～ 小学校を欠席
- 1月21日 児童相談所から小学校へ連絡し状況確認
- 1月24日 本児死亡

【その後の対応】

○厚生労働省において、事案発生後、千葉県等から情報を収集するとともに、2月4日に千葉県、野田市よりヒアリングを実施。

○文部科学省において、2月1日に千葉県教育委員会、野田市教育委員会よりヒアリングを実施。